

福岡市の地域生活支援拠点等について

福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課
地域生活支援

I 地域生活支援拠点等について

1. 地域生活支援拠点等について

1. 定義

障がい児・者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がい児・者が地域生活を継続するために必要な5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を確保した、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

2. 目的

障がい児・者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい児・者やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には下記の2つの目的をもつ。

- ・ 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用
- ・ 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

1. 地域生活支援拠点等について

3. 整備主体

国の指針により、当初は平成29年度末まで（現在は令和8年度末まで）に、市町村または障がい保健福祉圏域に少なくとも一つ整備することとされている。

また、市町村等は整備するだけでなく、定期的に（年1回以上）運用状況を検証・検討し、効果的な運営を行うこととされている。

4. 整備手法

①多機能拠点整備型

5つの機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した形

②面的整備型

地域における複数の機関が分担して機能を担う形

1. 地域生活支援拠点等について

5. 機能

①相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能



②緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能



1. 地域生活支援拠点等について

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能



④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者等専門的な対応を要する障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能



1. 地域生活支援拠点等について

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



1. 地域生活支援拠点等について

5. 障害者総合支援法の改正について

これまでは、地域生活支援拠点等については、国の基本指針・通知によって定められていたが、令和6年度に施行される改正障害者総合支援法では第77条第3項、第4項に定められ、地域生活支援拠点等を整備することが市町村の努力義務として明示された。

なお、地域生活支援拠点等の「相談」「緊急時の受け入れ・対応」により対応する緊急の事態について、以下のとおり定められた。

- ・ 障がいの特性に起因して生じる緊急の事態
- ・ 介護を行う者の障がい、疾病等のため、障がい者等の介護を行う者の支援が見込めない事態その他の障がい者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

Ⅱ 福岡市における地域生活支援拠点等の 整備について

Ⅱ 福岡市における地域生活支援拠点等の整備について

1. 検討の経緯

市の地域生活支援協議会の専門部会である「地域生活支援拠点等整備検討部会」で協議・検討を行い、平成29年6月に「福岡市地域生活支援拠点等整備方針に関する提言」が、令和元年12月に「福岡市地域生活支援拠点等整備促進に関する提言」がなされ、この提言等に基づき、地域生活支援拠点等の整備を進めている。

2. 整備手法

福岡市は、極力機能を集約しつつ、充足できない機能をネットワークで補う多機能拠点整備型と面的整備型（地域の障がい福祉サービス事業所）を併用している。

Ⅱ 福岡市における地域生活支援拠点等の整備について

3. 根拠

国通知（令和6年度以降は障害者総合支援法）の趣旨に基づき、「福岡市障がい者地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」、「緊急時受け入れ・対応拠点運用要領」に必要な事項を定めている。

4. 福岡市における地域生活支援拠点等の認定について

障害福祉サービスの基準上では、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられ、運営規程で定めることが必要となっている。

福岡市の場合は、運営規程を変更する前に、独自に整理した基本要件を確認するためのチェックリストと届出書を所在地を担当する区障がい者基幹相談支援センターに提出し、登録を行った上で、運営規程の変更を行うこととしている。



福岡市独自の手続き

5. 地域生活支援拠点等認定の手続きの流れ

①「福岡市障がい者地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を熟読の上、自事業所が5つの機能のうち、どの機能を担うかを定める。
必要があれば区障がい者基幹相談支援センターに相談する。



②事業所所在地を担当する区障がい者基幹相談支援センターに届出書、チェックリストを提出。不備がなければ市障がい者基幹相談支援センターから事業所リストが送付される。



③福岡市障がい福祉課に「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」を提出し、運営規程の変更及び加算に係る体制等に関する届出を行う。



5. 地域生活支援拠点等認定の手続きの流れ

④不備がなければ福岡市障がい福祉課から「福岡市地域生活支援拠点等の機能に係る通知書」が送付される。



⑤福岡市ホームページに地域生活支援拠点等事業所情報を掲載。

※チェックリストを区障がい者基幹相談支援センターに提出しているのに、③の障がい福祉課への届出が漏れている事業所が散見されています。障がい福祉課への手続きを行っていない場合は、拠点等に関する加算の請求はできませんので、障がい福祉課への届出をお忘れのないようお願いします。

Ⅱ 福岡市における地域生活支援拠点等の整備について

6. 地域生活支援拠点等認定事業所数

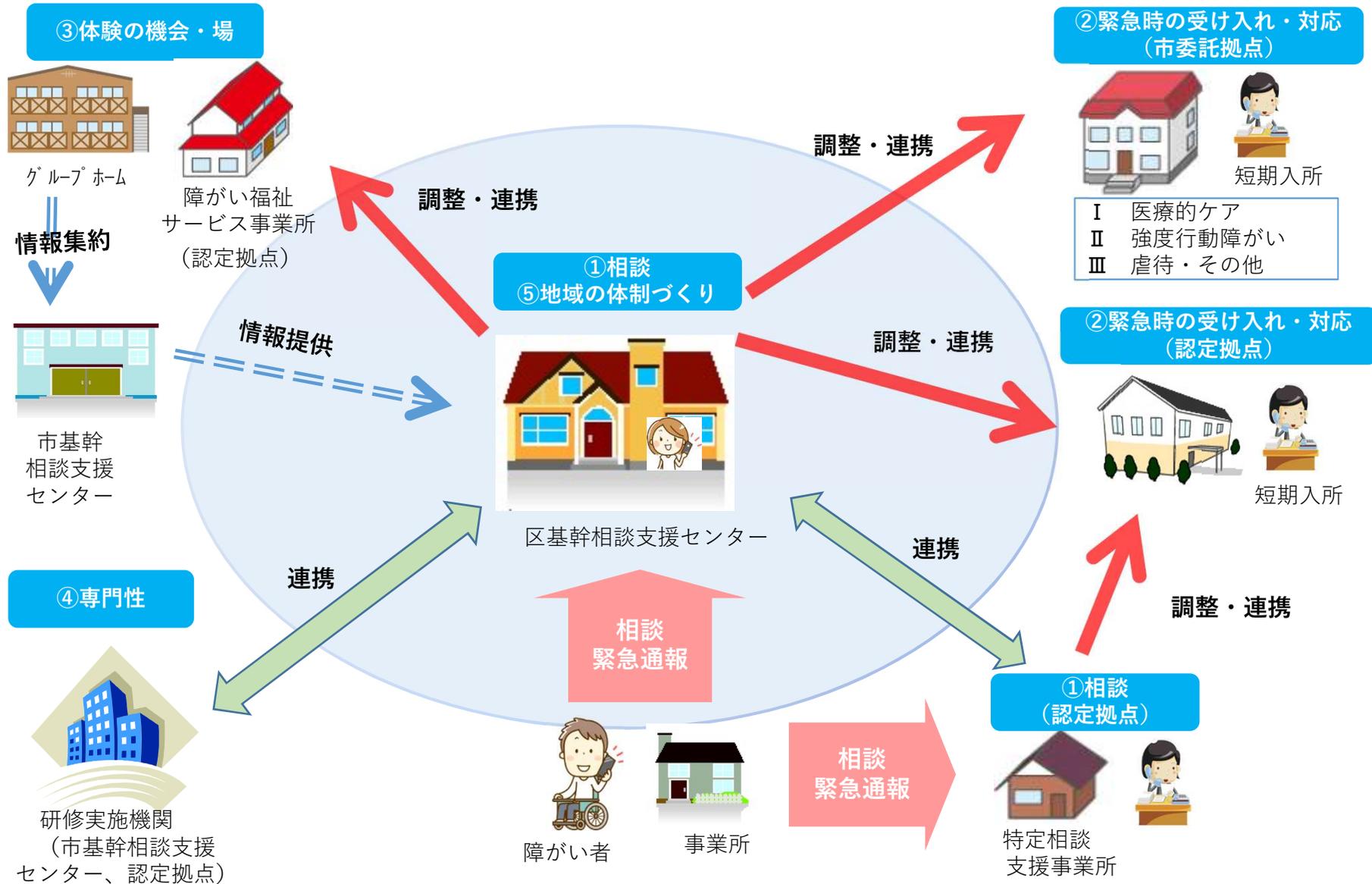
(令和6年3月31日時点)

	事業所数	うち基幹・緊急委託を除く
①相談	28	13
②緊急時の受け入れ・対応	21	12
③体験の機会・場	16	9
④専門的人材の育成・確保	17	6
⑤地域の体制づくり	15	0
※合計	50	32

(※1つの事業所で複数の機能を登録できるので事業所数は機能の合計数とはならない。)

Ⅱ 福岡市における地域生活支援拠点等の整備について

福岡市における地域生活支援拠点等整備のイメージ



Ⅲ 福岡市における地域生活支援拠点等の 期待される役割について

1. 相談

①令和4年度までの体制

緊急時の相談は、主に区障がい者基幹相談支援センターが担い、委託緊急時受け入れ拠点との調整を行っていた（一般の短期入所の調整は指定特定相談支援事業所も実施）。

②令和5年度からの体制

これまでの区障がい者基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所に加え、指定特定相談支援事業所のうち常時の連絡体制を確保でき、緊急時の相談対応ができる「認定拠点相談支援事業所」も加わり、緊急短期入所の調整を行うなど相談機能を担う。

※委託緊急時受け入れ拠点（類型Ⅰ、類型Ⅱ、類型Ⅲ）は最後のセーフティネットとしての位置づけであるため、調整の窓口は、令和5年度以降も引き続き区障がい者基幹相談支援センターのみとする。

1. 相談

③課題

- ・緊急時の支援は、区障がい者基幹相談支援センターだけでなく、より利用者に身近な計画相談支援（障害児相談支援）事業所が担える方がよい。
- ・現在は小規模の指定特定相談支援事業所が多いが、地域の相談支援体制強化の役割を果たすために、相談支援専門員を複数配置するなど一定の規模が必要である。

1. 相談

期待される役割

- ・ 日ごろから緊急時の支援を要する利用者を把握・登録し（クライシスプランの作成）、やむを得ず支援が困難となった場合に利用する短期入所等のサービスと連携しておく。
- ・ サービス等利用計画の作成のみではなく、事例検討などを通して、地域の相談支援体制の向上に努める。その際は、機能強化型（複数事業所による連携も含む）を積極的に活用する。

2. 緊急時の受け入れ・対応

①令和4年度までの体制

一般の指定短期入所事業所への緊急受け入れに加え、市内3カ所に設置した委託緊急時受け入れ拠点が、各区の障がい者基幹相談支援センターと連携し、下記の区分ごとに受け入れ対応を行っている。

類型Ⅰ：重度身体障がい（肢体不自由1、2級）、医療的ケア

類型Ⅱ：強度行動障がい

類型Ⅲ：その他

②令和5年度からの体制

これまでの委託緊急時受け入れ拠点に加え、拠点として登録した短期入所事業所を「認定緊急時受け入れ拠点」とし、緊急短期入所の受け入れを行う。

また、短期入所以外でも、居宅介護等の在宅サービスや自立生活援助・地域定着支援で、緊急時の対応・支援を行う事業所を拠点事業所として登録し、緊急時の支援を行う。

2. 緊急時の受け入れ・対応

③緊急時の受け入れについて

- ・緊急時には、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態、介護者の急病等やむを得ない理由によるもの、その他地域において安心して自立した日常生活を営むことが困難な緊急の事態が該当し、介護者の有無だけではなく、障がい者本人が必要な支援を受けられるかなど、個別の事情を勘案し、判断する。
- ・委託緊急時受け入れ拠点は最終的なセーフティーネットとしての位置づけであるため、ここでしか受け入れ困難なもの以外は、認定緊急時受け入れ拠点、指定短期入所事業所で受け入れることを原則とする。

2. 緊急時の受け入れ・対応

④福岡市コミュニケーション支援員派遣事業

- ・ 緊急時の受け入れにおいては、他事業所の職員と共同で支援できる「福岡市コミュニケーション支援員派遣事業」を活用できる。
- ・ 認定緊急時受け入れ拠点においても、緊急時の受け入れを行う際、医療的ケアを含む重度身体障がいや強度行動障がい等意思疎通が困難である人であれば利用可能。利用前の対象者の確認・事前の調整等は区基幹センター等が行う。
- ・ 受け入れに当たって、これまで支援している障がい福祉サービスの支援員、相談支援事業所の相談支援専門員らが共同で支援できる。
- ・ 共同で支援できるのは拠点と同一法人は1人、それ以外は2人まで。1人1時間当たり1,760円の委託料が事務局（委託緊急時受け入れ拠点事業所）を通して支払われる。

2. 緊急時の受け入れ・対応

⑤課題

- ・短期入所事業所数が少なく、利用したいときに利用できない。
- ・特に、重度障がい者（強度行動障がい、医療的ケア等）の受け入れが大変困難である。

期待される役割

- ・日ごろから緊急時の支援を要する利用者を把握・登録し（クライシスプランの作成、契約の締結）、緊急時の利用にも対応できるようにしておく。
- ・契約利用者以外の場合でも、可能な限り緊急時の受け入れを行う。
- ・特に他の事業所では受け入れ困難な重度の障がい者（強度行動障がい、医療的ケア）の受け入れ体制を構築する。

3. 体験の機会・場

①令和4年度までの体制

精神科病院や入所施設等からの地域移行について、グループホームの体験利用の場を提供する。そのために、グループホームの空き情報を集約し、区障がい者基幹相談支援センター、グループホーム運営法人等に提供。

②令和5年度からの体制

上記に加え、拠点等として登録した地域移行支援・施設入所支援事業所が、拠点等として登録されている日中活動サービス事業所と連携し、体験利用を行い、地域移行を推進する。

3. 体験の機会・場

③課題

- ・精神科病院や入所施設からの地域移行の利用が多くないため、恒常的に体制を整えるのが難しい。

期待される役割

- ・日頃から地域移行支援事業所を中心として、グループホーム、日中活動支援サービス事業所間で情報を共有し、利用者からのニーズに応じて体験の機会・場が提供できる体制を整えておく。

4. 専門的人材の確保・養成

①令和4年度までの体制

国（県）が実施する強度行動障害者養成研修、喀痰吸引等研修により、専門的な支援をできる支援員を養成している。

また、市独自の強度行動障がい者支援研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施することにより、専門的人材の養成を行っている。

②令和5年度からの体制

- ・上記に加え、拠点等として登録した事業所及びそこに所属する専門的スキルを持つ支援員の協力を得ながら、専門的人材を育成する研修の充実・強化を図る。

4. 専門的人材の確保・養成

③課題

- ・ 重度障がい者（強度行動障がい、医療的ケア等）の受け入れについて、職員の専門的スキルが不足しているため受け入れられないとの声がある。
- ・ 重度障がい者（強度行動障がい、医療的ケア等）向けの専門的研修の受講者は増えているものの、事業所での実際の受け入れに繋がっていない。

期待される役割

- ・ 自事業所職員の専門的スキル向上のために、必要な研修を受講させるとともに、積極的に重度の障がい者の受け入れを行う。
- ・ 自事業所以外の地域の事業所職員の専門的スキル向上のための研修の実施に協力する（研修講師等）。

5. 地域の体制づくり

①令和4年度までの体制（令和5年度からも同じ）

区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、事業所等関係機関とのネットワークの構築を行い、地域全体で障がい者等を支援する体制の整備を行う。

期待される役割

- ・ 緊急対応、地域移行に備えて、ネットワークの取組みを通して、日頃から関係機関と連携しておく。
- ・ 圏域内の地域生活支援拠点等に登録している事業所とは、特に連携体制を密とし、拠点等の機能が実施されているか把握する。

6. 全機能（拠点等登録事業所）

期待される役割

- ・ 緊急対応、地域移行に関する相談があれば、主体的に対応する（安易に基幹相談支援センター、委託緊急時受け入れ拠点に任せない）。
- ・ 基幹相談支援センターが実施するネットワークの取組みに極力参加し、日頃から関係事業所間で情報共有をしておく。

地域生活支援拠点等の認定事業所は、毎月所在地を担当する区障がい者基幹相談支援センターに拠点等の機能に関する実績（緊急時受け入れ件数等）を報告することとしている。

最後に・・・

地域生活支援拠点等の整備は、障がいのある人が地域で安心して生活できるような支援体制を整備していくことを目的としています。

このため、他事業所と連携し、地域全体で障がいのある人を支えることに前向きな事業所に拠点等の機能を担ってほしいと考えています。

地域生活支援拠点等に興味がある事業所の担当者はぜひ所在地を担当するの区障がい者基幹相談支援センターにご相談ください。

福岡市の地域生活支援拠点等整備事業実施要綱、届出の手続きや様式、認定事業所の一覧は下記のホームページに掲載されていますのでぜひご覧ください。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/kyotentouseibi.html>

ご清聴ありがとうございました